平成２７年（フ）第３５９号
仙台市宮城野区新田東２丁目３番地の９　新田東市営住宅107、従前の住所仙台市宮城野区高砂２丁目18番地の11　高橋アパート105
債務者　平山　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
仙台市太白区富沢南２丁目23番地の６　シャルマン佐藤201
債務者　品田　広美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
宮城県岩沼市桜２丁目５番17―121号
債務者　大江　明美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４４０号
仙台市宮城野区幸町５丁目３番１―417号、従前の住所仙台市太白区向山３丁目８番39号
債務者　尻高佐知子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅12棟403号
債務者　千葉　啓嗣
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５９号
千葉県君津市大和田４丁目２番地５
債務者　重野　一壽
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第８号
岐阜県下呂市宮地1644番地
債務者　青木　良弘
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
滋賀県湖南市岩根1111番地
債務者　國松　　雄
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６号
滋賀県高島市安曇川町青柳1969番地５
債務者　中川　正明
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１５号
滋賀県栗東市下鈎1221番地２　（Ｉ―202号）
債務者　吉田　　寛
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９８号
滋賀県彦根市松原町無番地
債務者　鍋田タイルこと　鍋田　恒幸
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９９号
滋賀県蒲生郡日野町大字小谷２番地１
債務者　田中　嘉子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１０号
滋賀県彦根市立花町２番９―105号
債務者　坪居　浩美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１８６号
奈良県大和郡山市額田部北町651番地11―２
債務者　吉田　光枝（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０７号
奈良県生駒市北新町６番21号
債務者　河野　唯義
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０８号
奈良県生駒市北新町６番21号
債務者　河野　素紹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０９号
奈良県生駒市北新町６番21号
債務者　河野　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
奈良地方裁判所